



熊本県公報

号外 第 4 2 号

平成 28 年 4 月 21 日 (木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成 28 年熊本地震に係る県税の申告、納付等の期限の延長…………… (税務課) 1

告 示

熊本県告示第 4 9 5 号の 3

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、県内に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成 28 年 4 月 14 日以降に到来するものについては、条例第 26 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により課する個人の県民税、条例第 84 条第 1 項の規定により課する自動車取得税、条例第 104 条第 1 項の規定により課する自動車税並びに条例第 145 条の規定により課する狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

平成 28 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫